

議会のしくみ

議会の役割

町が行う、福祉・教育・道路など町民の生活に深くかかわる仕事について、すべての町民が一堂に会して話し合うことは不可能です。そこで、選挙によって町民の代表者である「町議会議員」や「町長」を選び、町政を委ねます。

町議会は、皆さんの代表である議員の合議によって、町政を進める上での町民の意思を決定したり、町政が適正に行われているかをチェックしたりする「議決機関」です。

町議会と町長は、それぞれ独立の機関であって、対等な立場にあります。それぞれの権限を明確に分割し、お互いにけん制・協力し合うことにより、公正で均衡のとれた円滑な町政運営ができます。

満 18 歳以上の日本国民で、3 か月以上町内に住所がある住民には、町議会議員を選挙する権利(選挙権)があり、選挙権をもつ満 25 歳以上の人には町議会議員に立候補する権利(被選挙権)があります。
※今回の選挙は 4 月 18 日(火)に立候補届出をする必要があります。(届出関係書類の事前審査は 4 月 10 日・12 日です。)

議会の運営

町議会には、3 月・6 月・9 月・12 月の年 4 回定期的に招集される「定例会」と、必要が生じた場合にその都度招集



される「臨時会」があります。定例会や臨時会では、会期が定められ、本会議や委員会を開き、議案等の審議・審査など議会活動を行います。

本会議は、議員全員で構成され、町議会の意思を決定する会議です。町議会に提出された議案や町議会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において決められます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。また、議員が町政全般の施策等について町長などの考えを問う一般質問を行うのを通例としています。

貴重な一票を大切に



鳩山町 議会議員一般選挙

投票日は 4 月 23 日(日)

午前 7 時 ~ 午後 8 時

令和 5 年 4 月 30 日に任期満了となる鳩山町議会議員一般選挙を、4 月 18 日(火)告示、4 月 23 日(日)投票の日程で行います。

議員の定数は 12 人です。

選挙は地域課題を解決するための枠組みを決める議員を選ぶ、大変重要な権利です。これからの未来のために、ぜひ貴重な一票を投票しましょう。

■問合せ 鳩山町選挙管理委員会(役場総務課内)

☎ 296-1214 FAX 296-2594

投票できる方

- 年齢要件 平成 17 年 4 月 24 日までに生まれた方
- 住所要件 令和 5 年 1 月 17 日までに鳩山町に住民登録をし、引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方。

入場券は、はがきで各世帯に有権者全員分が郵送されます。はがき 1 枚につき 4 人分の入場券がついています。有権者が 1 世帯あたり 5 人以上になると、はがきが 2 枚以上郵送されます。有権者の方は、その入場券を切り取り、投票所へお持ちください。また、選挙資格があるのに、入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。



入場券は
世帯ごとに郵送で

代理投票

身体障がいなどにより、ご自身で字を書くことができない方は、投票所の係員に申し出てください。係員が本人に代わって投票用紙に記入します。投票の秘密は固く守られます。

選挙公報は 新聞の折り込みで

選挙公報は、投票日の数日前に新聞折り込みされます。折り込み新聞は、朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京・埼玉の各紙です。これらの新聞以外を購読されている世帯、新聞未購読世帯は、あらかじめ選挙管理委員会にご連絡ください。郵送などの方法でお届けします。また、選挙公報を入手しやすくするため、次の施設にも用意していますので、ご利用ください。

投票日当日、都合が悪く投票に行けない方は、上の表のとおり、期日前投票、不在者投票等ができます。また、期日前投票をご利用の方は、期日前投票期間中、混雑状況を下記の二次元コードまたは URL(<https://vacan.com/area/hatoyama-town-polls/polling-place/13>) から混雑状況確認システムで、確認できます。新型コロナウイルス感染症対策のためにもご利用ください。

投票日に都合が悪い方は

開票状況につきましては、町ホームページで随時お知らせしますので、ご確認ください。

開票状況は町ホームページで

開票は即日開票で、午後 9 時から役場 3 階 305・306 会議室で行われます。参観は、今回の選挙権があればどなたでもできます。なお、定員は 20 人です。参観を希望される方は、当日午後 8 時 30 分までに開票会場においでください。

役場会議室で即日開票

第 1 投票所

大橋・泉井

泉井交流体験エリア

鳩山消防団第 1 分団詰所

第 2 投票所

奥田・須江・竹本

亀井農村センター

第 4 投票所

小用・大豆戸・赤沼・今宿
石坂(石坂一除く)
熊井の一部
鳩ヶ丘五丁目の一部

今宿コミュニティセンター

第 6 投票所

鳩ヶ丘のびのびプラザ

(鳩山小学校敷地内)

**投票所は
お間違えなく**

投票所は、町内に 7 か所あります。入場券に書いてありますので、お間違えのないようお願いします。

第 3 投票所

高野倉・熊井(一部除く)

上熊井集落センター

第 5 投票所

石坂(石坂二除く)
楓ヶ丘四丁目
鳩ヶ丘三・四丁目

公民館石坂分館

第 7 投票所

松ヶ丘一〜四丁目
鳩ヶ丘二・三丁目

地域包括ケアセンター